

CFC スタディクーポン(推薦枠)指定機関募集要項

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン（以下、「運営事務局」という。）は、生活困窮世帯や不登校の児童生徒にCFC スタディクーポン（以下、「クーポン」という。）を提供し、その学びを支えるため、児童生徒を運営事務局に推薦する地方公共団体、非営利の民間団体、ソーシャルワーカー等の専門家（以下、「指定機関」という。）を募集します。指定機関の要件や申込方法などの詳細は下記をご覧ください。

1. 事業概要

(1) 対象者

指定機関が支援している児童生徒の中で、次のⅠ又はⅡのいずれかの者を対象とします。

(ア) 生活困窮世帯の児童生徒

次の①から④の条件を満たす者

- ① 申請日時点で次の地域に居住していること。  
岩手県 宮城県 福島県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 京都府 大阪府 兵庫県
- ② 利用年度の4月1日時点で20歳未満の小学校、中学校、高等学校の児童生徒、又は中学校卒業後に高等学校又は高等学校卒業程度認定試験を受験する者であること。
- ③ 指定機関から推薦があり、一般公募での利用申請が困難な理由を聴取できていること。
- ④ 当該児童生徒の保護者が、生活困窮者自立支援法で定める生活困窮者であること。

(イ) 不登校の児童生徒

次の①から④の条件を満たす者

- ① 申請日時点で次の地域に居住していること。  
岩手県 宮城県 福島県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 京都府 大阪府 兵庫県
- ② 利用年度の4月1日時点で20歳未満であり、小学校、中学校、高等学校の児童生徒であること。
- ③ 指定機関から推薦があり、不登校状態が証明されていること。
- ④ 次のいずれかに該当すること。
  - ・②の保護者が、申請日時点で生活保護の適用を受けている
  - ・②の保護者が、当該年度に児童扶養手当の支給を受けている
  - ・(岩手県、宮城県、福島県の方のみ) ②が属する世帯の所得が次の基準表以下である

■世帯所得基準表

世帯人数	岩手県・宮城県・福島県の方
2人	2,229,000円
3人	2,486,000円

4人	2,886,000円
5人	3,241,000円

(2) スタディクーポン

- ・一人あたり月額 12,000 円～25,000 円分のクーポンを利用期間分一括で提供します。(提供額は学年により異なります。)
- ・クーポンはオンラインで利用できるものを提供します(電子データ方式)。利用者は、パソコンやスマートフォン等のインターネットに接続できる機器で利用手続きを行います。
- ・クーポンの利用期間は次の通りです。
  - ① 利用決定日が1日から15日までの場合：利用決定日の当月から当該年度末まで
  - ② 利用決定日が16日以降の場合：利用決定日の翌月から当該年度末まで
- ・次年度以降もクーポン利用を希望する方は、別途案内する継続申請を行い、継続審査を受けることとなります。

2. 申込み手続き

指定機関として認定をするためには申込み手続きが必要です。次の「(1) 指定機関の要件」に該当することを確認のうえ、「(2) 申込み手続き」に記載の指定機関申込フォームより申込み手続きを行ってください。

(1) 指定機関の要件

次の①から④のいずれかに該当する団体又は個人であること。

- ① 生活困窮者の支援事業を実施する地方公共団体又は支援事業を公的機関から委託を受けて実施する非営利の民間団体(特定非営利活動法人、非営利型一般社団法人、社会福祉法人、公益法人等)であること。
- ② 不登校児童生徒の支援を行う地方公共団体又は非営利の民間団体(特定非営利活動法人、非営利型一般社団法人、社会福祉法人、公益法人等)であること。
- ③ ①又は②に定める機関に所属する社会福祉士、社会福祉主事、ケースワーカー、ソーシャルワーカー、その他の専門家であること。
- ④ ①から③に相当すると運営事務局が認める機関又は専門家であること。

(2) 申込み手続き

「CFC スタディクーポン指定機関申込フォーム」に必要事項を入力の上、送信してください。

<https://forms.gle/VsUSX3dP8H5fJMtu9>



#### 【申込期間・認定通知】

- ・ 申込期間 随時申込みを受付
- ・ 認定通知 **申込日より約10日間で通知**

※ただし、申込内容に不備がある場合等はこの限りではありません。

### 3. 審査

#### (1) 内容確認

申込み後、「2 (1) 指定機関の要件」に該当することを確認するため審査を行います。また、申込内容確認のため、電話や電子メールで連絡をさせていただく場合があります。

#### (2) 認定しない場合

次のいずれかに該当する場合は、指定機関として認めないことがあります。

- ① 申込内容に虚偽、その他不実の記載が認められたとき
- ② 申込内容に記載漏れ、その他の不備が認められたとき
- ③ 本募集要項に違反したとき（過去に違反した場合を含む。）
- ④ 本募集要項に定める条件を満たさないとき
- ⑤ 本募集要項「3. 審査」に規定する確認等に際し、「2 (1) 指定機関の要件」を満たすことが確認できないとき

#### (3) 認定の通知

審査が完了しましたら電子メールにて通知します。

### 4. 認定の取消

指定機関が、次のいずれかの事由に該当するときは、運営事務局は指定機関に対し「認定取消通知」をもって、直ちに指定機関としての認定を取り消すことができるものとします。

- ① 申込内容を偽って記載したことが判明したとき
- ② 「2 (1) 指定機関の要件」に定める事項を満たさなくなったとき
- ③ 指定機関の代表者もしくはその従業員等、その他指定機関の関係者が割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法その他の法令、条例等に違反したとき、または行政、司法当局より指導、注意、勧告、命令、処分等を受け、運営事務局が認定の取消しが相当と判断したとき
- ④ 監督官庁から営業の停止または取消しの処分を受けたとき
- ⑤ 利用者からの苦情、その他外部から得た情報等をもとに、運営事務局が指定機関として不適当と認めたとき
- ⑥ 指定機関が申込みされた所在地に実在しないとき、または連絡先に運営事務局から連絡ができないとき
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が指定機関の中に存在すると判明したとき
- ⑧ その他、本募集要項に違反したとき

## 5. 情報の公開

運営事務局は、指定機関の名称、所在地等の情報を、ホームページにおいて公開することができるものとします。